

様式第一号(一)(第五条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況及び処分状況等届出書(保管事業者用)

兵庫県知事 殿

記入例

届出者
 住所：(〒 -) 兵庫県加古川市 町 - -
 氏名： 株式会社 代表取締役
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号： (0794) -
 資本の額又は出資の総額： 1,500万円
 従業員数： 120人
 業種：(業種別コード) 業 ←

県	地域	管轄	市町	事業場コード
028	04	4	210	2814999999

別表1参照
 封筒宛名下の番号を記入
 平成26年6月13日

別表2参照

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条に基づき、平成25年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況等を届け出ます。

事業場の名称	株式会社 本社工場	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	課長
事業場の所在地	(〒 -) 加古川市 町 - -	電話番号	(0794) -

前年度とは上記のとおり平成25年度を指します。

前年度(平成25年度)の4月1日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の型式等				区分	保管の状況				参考事項 (電気絶縁物処理協会登録番号等)	
			製造者名	型式・製造番号	製造年月	容量等		容器の性状	囲いの有無	表示の有無	分別・混在の別		漏れ等のおそれ
高圧コンデンサ ()	00-001	1台 (25kg)	(株)		67-03	30kVA	高濃度 低濃度	金属製容器で保管	1	1	1	2	A12345678
高圧コンデンサ ()	13-001	1台 (30kg)	(有)		68-06	40kVA	高濃度 低濃度	金属製容器で保管	2	1	1	2	A12345678
低圧コンデンサ (照明用コンデンサ)	00-003	150台 (45kg)	(株)	-	77-11	70W	高濃度 低濃度	金属製容器で保管	1	2	1	2	屋内で保管
PCB廃油 (熱媒体PCB油)	00-004	900kg ()	不明					金属製容器で保管	1	1	1	2	ドラム缶内で保管
()	-	()kg											
()	-	()kg											
合計		合計量 2台 150台 900kg											

<囲いの有無>
 1 囲い有り
 2 囲い無し
 <表示の有無>
 1 表示有り
 2 表示無し

<分別・混在の別>
 1 分別
 2 混在

<漏れ等のおそれ>
 1 おそれ有り
 2 おそれ無し

(第4面)

前年度(平成25年度)中に処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物(電子情報処理組織の使用の有無:)

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の型式等				区分	運搬方法	引き渡し年月日	処分受託者の名称及び事業者の所在地
			製造者名	型式・製造番号	製造年月	容量等				
PCB廃油 (トランス油)	00-004	150 kg	不明				高濃度 低濃度	2	101218	日本環境安全事業(株) 大阪府大阪市北港白津2-4-13
()	-		PCBの密度は0.9kg/%で換算							
()	-									
()	-									
()	-									
()	-									
合計		合計量 150 kg								

<運搬方法>

1 自社

2 委託

前年度(平成25年度)の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の型式等				区分	保管の状況				参考事項 (電気絶縁物処理協会登録番号等)	
			製造者名	型式・製造番号	製造年月	容量等		容器の性状	囲いの有無	表示の有無	分別・混在の別		漏れ等のおそれ
高圧コンデンサ	13-001	1台 (30 kg)	(有)		69-06	40 kVA	高濃度 低濃度	金属製容器で保管	1	1	1	2	A12345678
高圧コンデンサ	24-001	1台 (35 kg)	工業	-	75-12	20 kVA	高濃度 低濃度	金属製容器で保管	1	1	1	2	A12345678
汚泥 (砂利)	24-002	480 kg						ドラム缶で保管	1	1	1	2	A12345678
()	-	(kg)	PCBの密度は0.9kg/%で換算										
()	-	(kg)											
()	-	(kg)											
合計		合計量 480台 kg											

<囲いの有無>

1 囲い有り

2 囲い無し

<表示の有無>

1 表示有り

2 表示無し

<分別・混在の別>

1 分別

2 混在

<漏れ等のおそれ>

1 おそれ有り

2 おそれ無し

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	製品の型式等				区分	使用の状況	参考事項 (電気絶縁物処理協会登録番号等)
			製造者名	型式・製造番号	製造年月	容量等			
高圧コンデンサ ()	99-001	1台 (25kg)	(株)	x	710-07	kVA	高濃度 低濃度	本社工場の第1機械室で使用	A 1 2 3 4 5 6 7 8
()	-								
()	-								
()	-								
()	-								
()	-								
合計		合計量 1台							

PCBの密度は0.9kg/lで換算

届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額		発行済株式の総数 1万株		
法人の名称	所有する株式の数、出資口数又は出資価額	住 所	代表者の氏名	資本の額又は出資の総額
	割合			
銀行(株)	所有する株式の数 5,000株	市x町 x-x		資本の額 億円
	100分の50			
工業(株)	所有する株式の総数 5,000株	県 郡 町x-	x x	資本の額 億円
	100分の50			

(第6面)

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、6月30日までに提出すること。
 2. 「業種」には、日本標準産業分類(平成19年11月総務省告示第618号)による分類を記入すること。
 3. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
 4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例: 高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。)
測定等により、微量PCB混入廃電気機器等と判明している場合は、「廃棄物の種類」のコードを99としてください。
 5. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあつては種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成24年度の状況を届け出る場合の例: 24-001)を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあつては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であつて種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 6. 「量(単位)」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であつて台数(個数)を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
 7. 「廃棄物の型式等」の欄には、高圧トランス等の銘板に記載されている「製造者名」、「型式」、「製造番号等」、「製造年月」及び「容量等」を記載すること。なお「製造番号等」については製造番号又は試験番号を記載すること。
 8. 「区分」の欄には該当するものに印を付すこと。なお、「低濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。また、「高濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の区別が判別できない場合は「参考事項」の欄に「区分不明」と記入すること。
 9. 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。(例: 「耐食性の金属容器で保管」、「容器に収納されていない」)
 10. 「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 11. 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 12. 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
 13. 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例: 「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「ポリ塩化ビフェニルの含有量 %」)
 14. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニルを使用する製品)の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
 15. 「処分方法」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の方法を具体的に記入すること。(例: 焼却、脱塩素化分解)
 16. 「処分後の廃棄物の種類、処分方法及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類、処分方法及び処分先を記入すること。
 17. 「運搬方法」の欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記入すること。
 18. 「引渡し年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を運搬業者又は処分業者に引き渡した年月日を記入すること。
 19. 「処分受託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分受託者の名称及び処分受託者が受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を実際に行う事業場の所在地を記入すること。
 20. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。(例: 「 \times 工場の第一機械室で変圧器として使用」)
 21. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬又は処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第2項から第4項まで又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。
ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあつた日又はその通知のあつた日から10日以内に提出すること。
 22. 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、その前年度までに届出書に写真を添付していないものについては、整理番号ごとにそれぞれその廃棄物が特定できる写真を添付すること。
 23. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 24. 都道府県知事が定める部数を提出すること。